

埼玉連理 第16号

令和4年8月21日

会員各位

埼玉県弓道連盟  
会長 本橋民夫

(公印省略)

令和4年9月以降の県連事業の実施について

日頃より埼玉連事業にご協力いただき感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症第7波での新規感染者数は高止まりの状況であり、埼玉においても連日、1万人前後の感染者が報告され、医療状況は逼迫しているとの報道があります。こうした状況を受け、7月17日付埼玉連理第14号でお願いした下記対策を引き続き行っていただきたく、改めて通知申し上げます。状況をご理解いただき、ご協力いただけますようお願い申し上げます。

- 1 いずれの事業も、実施にあたっては感染対策に万全を期す。
- 2 当面9月下旬までは、「原則として計画したすべての事業を実施する」としてあった方針を感染状況に応じて柔軟に変更する。その際、「現在行わなければならない事業か」「延期することが可能な事業か」を判断材料に加える。（「8月下旬まで」としてあったものを「9月下旬まで」とする）
- 3 上位大会につながる大会については、一部制限を加えながら実施する。
- 4 上位大会につながらない大会については、各支部で予選会を行うなどの対策をとり、さらに入館時間をずらす等によって同時間帯の集合人数を50名程度に抑えて実施する。人数制限が困難であれば中止（延期）する。
- 5 講習会は受講者を30名以下に制限して実施する。
- 6 審査会は行射時刻に合わせて受付を行うことにより、会場での滞在時間を局限して実施する。

改めてガイドラインや各手引きで示されている内容をご理解いただき、会員の安全・安心と弓道稽古・各種事業の実施の両立のためにも会員のみなさまのご理解・ご協力を改めてお願い申し上げます。

なお、各支部・各連盟の事業については上記趣旨をご理解いただいた上で実施の可否をご判断下さい。

以上